

第4号議案

大阪府教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則の制定について

大阪府教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を次のように定める。

平成20年11月20日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

平成20年12月1日に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が施行され、公益法人に関する民法の規定等が削除されることになった。また、この新制度においては、現行の公益法人は特例民法法人とされ、特例民法法人同士の合併の認可、合併登記の届出、最初の評議員の選任の認可等が旧主務官庁の新たな業務として設けられることとなった。このため、これらの制度を実施するために必要な手続等を定めるものである。

[施行期日]

平成20年12月1日

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が、会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者
所在地
名称
代表者職氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在地を変更する場合には、変更後のこれらの事項
- 3 合併の相手方となる特例民法法人の合併前旧主務官庁の名称
- 4 添付書類

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者
所在地
名称
代表者職氏名 印

吸収合併契約承認手続承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の規定により、吸収合併契約の承認に関する手続について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 吸収合併契約の承認に関する手続
- 2 添付書類

様式第4号（第3条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額

合併存続特例民法法人の名称：

(単位：円)

	合併直後(A)	合併直前(B)	差額 ((A)-(B))
負債の部の額	①	②	
資産の部の額	③	④	

(備考)

上記①から④までの各欄には、それぞれ、次に掲げる金額を記入すること。

- ① 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- ② 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- ③ 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
- ④ 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者

所在地
名称

代表者職氏名

印

所在地
名称

代表者職氏名

印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在地を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項
- 3 添付書類

様式第6号 (第5条関係)

年 月 日

大阪府教育委員会 様

申請者
所在地
名称
代表者職氏名 印

最初の評議員の選任に関する理事の定め承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 最初の評議員の選任に関する理事の定め
- 2 添付書類

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

大阪府教育委員会 様

届出者
所在地
名称
代表者職氏名 印

合併登記完了届出書

合併の登記を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

大阪府教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（案）要綱

1 趣旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。平成18年6月2日公布、平成20年12月1日施行。以下「整備法」という。）の施行に伴い、大阪府教育委員会の所管に属する特例民法法人(※)の監督に関する手続について定めることを目的として制定するものである。

(※)

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人及び民法施行法（明治31年法律第11号）第19条第2項の認可を受けた法人のうち社団法人であるものは、整備法の施行に伴い、「特例社団法人」となる（整備法第42条第1項）。
同様に、民法第34条の規定により設立された財団法人及び民法施行法第19条第2項の認可を受けた法人のうち財団法人であるものは、整備法の施行に伴い、「特例財団法人」となる（整備法第42条第1項）。
「特例民法法人」とは、特例社団法人及び特例財団法人を総称したものをいう（整備法第42条第2項）。

（規則を制定する理由）

○整備法において、次に掲げる事務が施行日以降、旧主務官庁の事務として新たに設けられた。

- ・吸収合併契約の承認に関する手続の承認（整備法第67条第2項）
- ・特例民法法人の合併の認可（整備法第69条第1項）
- ・特例民法法人の合併の登記の届出（整備法第72条第2項）
- ・特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可（整備法第92条）

○上記認可若しくは承認の申請又は届出の様式等の手続について定める必要があることから、本規則を制定するものである。

2 内容

(1) 趣旨（第1条関係）

特例民法法人の監督に関する手続は、①整備法、②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号。以下「整備法施行令」という。）の定めるところによるほか、本規則の定めるところによることとした。

(2) 吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請（第2条関係）

整備法第67条第2項は、特例財団法人（評議員を置くものを除く。）であって、その定款に定款の変更に関する定めがないものが合併をしようとする場合は、旧主務官庁の承認を受けて当該法人の理事が当該法人における吸収合併契約の承認に関する手続を定めた上で、当該吸収合併契約の承認を受けなければならない旨を規定している。

本規則では、当該承認申請に係る申請書の様式を様式第1号のとおりとすることとした。

(3) 特例民法法人の合併の認可の申請（第3条関係）

特例民法法人の合併（整備法第66条第1項の規定により、吸収合併に限られる。）は、合併存続特例民法法人の合併後旧主務官庁の認可を受けなければ効力を生じないとされている（整備法第69条第1項）。

この申請書の添付書類については、整備法第69条第3項において、

- ① 吸収合併契約書
- ② 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
- ③ 合併をする特例民法法人の定款
- ④ 合併存続特例民法法人の定款の案
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、政令で定める書類

が規定されており、また、⑤の「政令で定める書類」として、整備法施行令第2条に、

- ⑥ 整備法施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額を記載した書類
- ⑦ 合併後の事業活動の内容を記載した書類
- ⑧ ⑥⑦に掲げるもののほか、合併後旧主務官庁が別に定める書類

が規定されている。

本規則では、⑧の「合併後旧主務官庁が別に定める書類」として、合併後の理事及び監事の名簿を規定することとした。

認可申請書の様式については、整備法施行令第1条第1項において、合併をする特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一である場合は共同して申請することができる旨を規定していることから、次表のとおりとすることとした。

申請方法の区分	認可申請書の様式
合併をする特例民法法人がそれぞれ別個に申請する場合	様式第2号
合併をする特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一であって共同して申請する場合	様式第3号

また、⑥の整備法施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額を記載した書類の様式は、様式第4号のとおりとすることとした。

(4) 特例民法法人の合併の登記の届出（第4条関係）

整備法第72条第2項は、合併存続特例民法法人は、合併登記をしたときは遅滞なく登記事項証明書を添付して合併前旧主務官庁及び合併後旧主務官庁にその旨を届け出なければならない旨を規定していることから、本規則では、届出書の様式について、様式第5号のとおりとすることとした。

(5) 特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請（第5条関係）

整備法第92条は、特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる旨を規定していることから、本規則では、認可申請書の様式について、様式第6号のとおりとすることとした。

また、第1項の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

- ① 具体的な評議員の選任方法の案又は中立的な立場の法人（事業体）に評議員の選任を委ねることについて、理事が定めたことを証する書面
- ② ①のほか、大阪府教育委員会が必要と認める書面

（中立的な立場の法人（事業体）に評議員の選任を委ねる場合は、① 当該法人（事業体）の事業等の概要、② 当該法人（事業体）における選任方法、③ 当該法人（事業体）との関係（役職員の兼職状況、法人との間での補助金・助成金の交付の有無、契約等の状況等）、④ 当該法人（事業体）に選任を委ねることとした理由等 を記載した書面等）

(6) 施行期日（附則第1項関係）

整備法の施行の日（平成20年12月1日）から施行することとした。

(7) 大阪府教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則の廃止（附則第2項関係）

大阪府教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年大阪府教育委員会規則第9号。以下「旧規則」という。）は、民法の公益法人に係る規定（第3章）を施行するために規定された規則であるが、

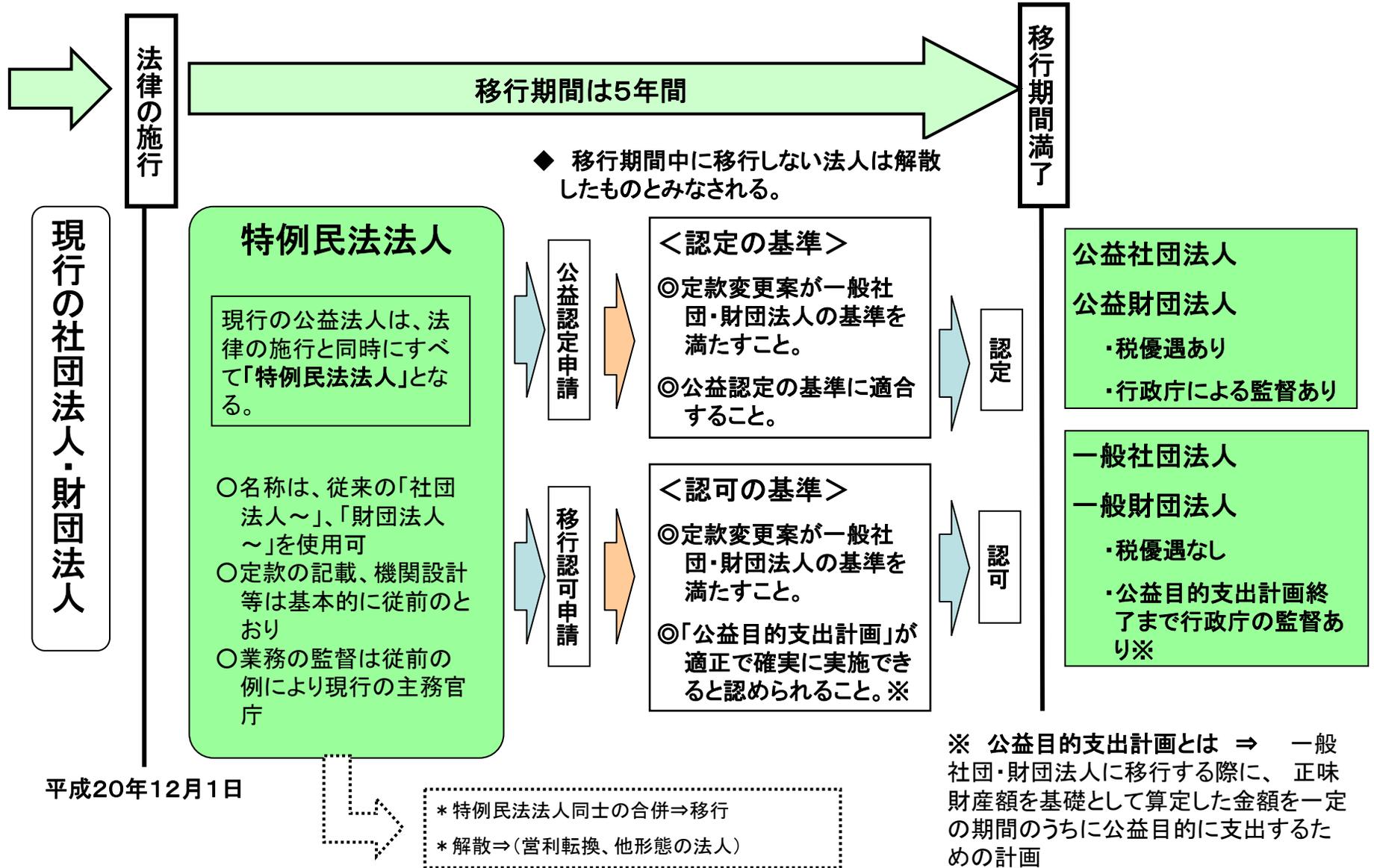
- ・整備法第38条の規定による民法の一部改正により、民法から公益法人に係る規定が削除されたこと
- ・一般社団法人及び一般財団法人の監督については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等にその詳細が規定されており、それで足りること
- ・特例民法法人の監督については、整備法第95条の規定により特例民法法人の業務の監督についてはなお従前の例によるとされており、また、移行期間における手続の様式等については、この規則で規定すること

から、廃止することとする。

（この規則が、公益法人制度の再構築であること及び移行期間における暫定的な取扱いについて定めるものであることから、全部改正ではなく、廃止・制定とするものである。）

なお、当該規定により旧規則は廃止されるが、整備法第95条の特例民法法人の業務の監督についてはなお従前の例によるとの規定により、旧規則中の業務の監督に関する規定は引き続き用いられることになることから、特段の経過措置を講じないものである。

現行の公益法人の新制度への移行措置の概要



新公益法人制度の体系

注) ○印で列挙された事項は、すべて例示

法律

一般社団・財団法人法

- 登記のみで法人格を取得
- 理事会は理事本人出席を義務づけ

公益法人認定法

- 公益認定の基準
- 公益認定等委員会(合議制の機関)への諮問

整備法

- 現行社団・財団法人に係る新制度への移行手続
- 移行認可基準としての公益目的支出計画(※)

※移行時の純資産額を基準とした公益目的財産額を零にするための計画

政令

一般社団・財団法人法施行令

- 電子投票による議決権の行使等に係る手続

公益法人認定法施行令

- 議決権の過半数を有しなければ、株式等保有可

整備法施行令

- 特例民法法人同士の合併に係る手続

府省令

一般社団・財団法人法施行規則

- 計算書類の詳細
- 電子公告の方法

公益法人認定法施行規則

- 公益目的事業に係る管理費は公益目的事業費に配賦可
- ボランティア等の費用算入

整備法施行規則

- 公益目的支出計画の詳細

その他

ガイドライン(公益認定基準等の詳細)
【参考資料:公益目的事業区分ごとのチェックポイント】

【チェックポイント】(「調査、資料収集」の例)

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか
- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか

- 収益事業の利益額の経理手法等
- 公益目的支出計画策定の際の財産の時価評価方法等

特例民法法人に対する監督等について

●大阪府教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則について
 公益法人に係る民法の関係規定(第1編第3章)が廃止されることに伴い、大阪府教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する。

なお、特例民法法人の業務の監督に関する経過措置として、整備法第95条に「なお従前の例による」と規定されていることにより、従来、大阪府教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則に基づき行ってきた手続き等については、引き続き、同規則の例により行うことになる。

●整備法に基づく旧主務官庁への申請等について

整備法に基づき、特例民法法人が旧主務官庁に対して行う申請等については、別途、規則で様式を定める。

●【参考】民法第84条の2第3項に規定する「よるべき基準」(指導監督基準等)について

民法第84条の2第3項は削除されますが、引き続き、主務官庁は整備法第95条の規定に基づき「よるべき基準」を定めることができると解されることから、「よるべき基準」は廃止されない予定。そのため、新法施行後も、特例民法法人の監督等については、「よるべき基準」に基づくことになる。

根拠	内容等	対応
整備法	67条 特例財団法人(評議員設置特例財団法人を除く。)吸収合併契約の承認に関する手続きの承認の申請	新たに規則で規定(様式)を定める
	69条 合併の認可の申請	
	72条 合併の登記の届出	
	92条 最初の評議員の選任に関する認可の申請	
その他	定款(寄附行為)に基づく許可(例:基本財産の処分の許可)等	従前どおり (今回、規則を廃止)
(参考) よるべき 基準 (民法第84条 の2第3項)	公益法人会計基準の改正等について	従前どおり (左記に基づく、指導監督、 立入検査等も従前どおり)
	公益法人会計基準の運用指針について	
	公益法人会計における内部管理事項について	
	休眠法人の整理に関する統一的基準	
	公益法人の設立許可及び指導監督基準	
	公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針について	
公益法人の営利法人等への転換に関する指針について		